

江東区細街路拡幅整備要綱

昭和61年9月8日

江建建発第68号

(目的)

第1条 この要綱は、江東区（以下「区」という。）内の細街路を関係権利者の理解のもとに拡幅整備することにより、住環境の向上及び災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 細街路 現況幅員が4メートル未満の道路であつて、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により特定行政庁から位置の指定を受けた指定幅員4メートルのもの及び法第42条第2項の規定により特定行政庁が指定したものをいう。
- (2) 後退用地 法に規定する道路の境界線と既存の道路の境界線との間の土地をいう。
- (3) 隅切り用地 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第2条の規定により、角敷地として建築制限を受ける部分の土地をいう。
- (4) 拡幅整備 一般交通の用に供するため、後退用地及び隅切り用地（以下「後退用地等」という。）を通行上、避難上及び構造上支障のない道路形態に区が整備することをいう。
- (5) 建築主等 細街路に接する敷地に建築物を建築しようとする者若しくは建築した者又は後退用地等について土地に権利を有する者をいう。
- (6) 区道等 道路法（昭和27年法律第180号）第16条の規定に基づき区が管理する道路（以下「区道」という。）及び江東区区有通路管理条例（平成4年3月江東区条例第17号）に規定する区有通路（以下単に「区有通路」という。）をいう。
- (7) 寄附 前面道路が区道等の場合で、後退用地等の所有権を有する建築主等が、当該後退用地等の所有権を区に無償で譲渡することをいう。
- (8) 無償使用承諾 前面道路が区道等の場合で、後退用地等の所有権を有す

る建築主等が、当該後退用地等を区が区道等として無償で使用するについて承諾することをいう。

- (9) 障害物 後退用地等に存する建築物若しくは塀等又はそれらの基礎、従前の敷地内工作物及び隣接地からの越境物で容易に取り除くことができないもの、所定の土被りを確保できない地中配管等の工作物並びに前面道路が区道等の場合で道路占用を許可できないもの等、拡幅整備の支障となる工作物をいう。

(拡幅整備の対象)

第3条 拡幅整備の対象は、細街路その他区長が特に必要と認める道路（当該道路に接する隅切り用地を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、拡幅整備の対象としない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為を行う場合
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき土地区画整理事業を行う場合
- (3) 後退用地等の拡幅整備をすることについて、後退用地等に所有権を有する土地所有者全員からの承諾が得られない場合
- (4) 前面道路に雨水の排水経路が確保されていない場合
- (5) 前面道路が舗装されていない場合
- (6) 後退用地等に除却及び移設（以下「移設等」という。）できない障害物がある場合
- (7) 前面道路が現に一般交通の用に供されていない場合
- (8) 拡幅整備を行うことにより前面道路の幅員が減少する場合
- (9) 前面道路が私道の場合で、後退用地の後退距離が平均5センチメートル未満のとき
- (10) 前各号に掲げるもののほか、拡幅整備に支障があると区長が認める場合
(拡幅整備への協力)

第4条 区長は、建築主等に対して拡幅整備への協力を求めるものとする。

(現場立会い及び現場立会いの申込み)

第5条 区に拡幅整備を申請しようとする建築主等は、当該拡幅整備を申請する前に、区長と現場立会いを行うものとする。

2 前項の規定により現場立会いを行おうとする建築主等（以下「申込者」という。）は、江東区細街路拡幅整備現場立会い申込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類又はその写しを添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 現況配置図（道路に係る調査及び指導に関する事務を所管する部署の確認を受けたもの）
- (3) 江東区細街路拡幅整備承諾書（別記第2号様式）
- (4) 土地の登記事項証明書
- (5) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図又は当該地図に準ずる図面（公図）
- (6) 整備部分の現況写真（後退用地等を3方向以上から撮影したもので、その全景が分かるもの）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 申込者は、第9条の規定に基づく通知を受ける前において、前項の規定により提出した申込書の内容に変更が生じたとき又は拡幅整備を中止しようとするときは、速やかに江東区細街路拡幅整備現場立会い申込内容変更届（別記第3号様式。以下「変更届」という。）を区長に提出しなければならない。この場合において、申込書の内容に次の各号のいずれかに該当する変更があるときは、変更の内容が分かる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 拡幅整備の対象とする後退用地等の土地所有者が変更されたとき。
- (2) 拡幅整備の対象とする後退用地等の土地所有者に関する事項が変更されたとき。
- (3) 拡幅整備の対象とする後退用地等の範囲を変更するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に区長が必要と認めるとき。

4 第2項の規定により提出された申込書及び前項の規定により提出された変更届の有効期間は、申込書が提出された日の属する年の翌年の4月1日から起算して3年間とする。

(現場立会い)

- 第6条 区長は、前条第2項の規定により申込書の提出があった細街路において、申込者（申込者から依頼を受けた建築工事施工者、土地家屋調査士等を含む。以下この条において同じ。）からの求めに応じ、現場立会いを行う。ただし、区道等に接する後退用地等の拡幅整備の場合は、申込者が土木部管理課用地係と協議を行い、道路境界説明図の作成を完了している場合に限る。
- 2 申込者は、前項の規定による現場立会いの際に後退用地等を明確にするため、隣地との敷地境界点、前面道路の中心点、道路後退位置を示す後退点等へ^{びょう} 鉾等による明示を行い、区長の確認を受けなければならない。
 - 3 申込者は、第1項の規定による現場立会いにおいて定めた工事範囲の土地関係権利者に対して、拡幅整備の承諾を得なければならない。
 - 4 前項の場合において、区長は、必要に応じて確認書等の提出を求めることができる。

(拡幅整備の申請)

- 第7条 拡幅整備を申請しようとする申込者（以下「申請者」とする。）は、前条に規定する現場立会いが成立した後、速やかに江東区細街路拡幅整備工事申請書（別記第4号様式。以下「申請書」という。）に申込書の写しその他区長が必要と認める書類を添えて、区長に提出するものとする。
- 2 区長は、現場立会いが成立した後、当該現場立会いを行った日の属する会計年度の末日を過ぎてから申請書の提出があったときは、申請者に対し、改めて現場立会いを行うよう求めることができる。
 - 3 第1項の規定により提出された申請書の有効期間は、申込書が提出された日の属する年の翌年の4月1日から起算して3年間とする。

(区道等に接する後退用地等の取扱い)

- 第8条 申請者は、区道等である細街路に接する後退用地等の拡幅整備について前条の規定により申請を行う場合は、第6条に規定する現場立会いが成立した後に、当該後退用地等の寄附又は無償使用承諾の手続を行わなければならない。
- 2 寄附の受領等の基準及び手続は、別に定める。

(拡幅整備の決定)

第9条 区長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは江東区細街路拡幅整備工事決定通知書（別記第5号様式）
により、不適当と認めるときは江東区細街路拡幅整備工事申請却下通知書
（別記第6号様式）により、申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定により拡幅整備の決定を行ったときは、当該細街路の
拡幅整備を行う。

（取下げ）

第10条 申請者は、拡幅整備の申請を取り下げようとするときは、拡幅整備
工事着手日の前日までに江東区細街路拡幅整備工事申請取下書（別記第7号
様式）を区長に提出するものとする。

（標示板の設置）

第11条 区長は、拡幅整備が完了したときは、後退用地等のL型側溝等の上
端に標示板（別記第8号様式）を設置するものとする。

（移設等、測量分筆等に要する費用の助成）

第12条 拡幅整備に伴う次に掲げる費用の助成については、江東区細街路拡
幅整備に伴う助成金交付要綱（昭和61年9月8日江建建発第68号）に定
めるところによる。

(1) 後退用地等内の障害物の移設等の工事に要する費用

(2) 後退用地等の寄附又は無償使用承諾に伴う測量分筆等に要する費用

（拡幅整備部分の管理等）

第13条 この要綱に基づく細街路の拡幅整備部分は、関係権利者が適切に管
理し、一般交通の用に供するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、細街路の拡幅整備について必要な事
項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年8月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の江東区細街路拡幅整備要綱第5条の規定により江東区細街路拡幅整備申請書が提出されているときは、改正後の江東区細街路拡幅整備要綱第5条第2項に規定する江東区細街路拡幅整備現場協議届出書の提出があったものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、決定の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日までに江東区細街路拡幅整備申請書又は江東区細街路拡幅整備協議届出書が提出されているときは、この規程による改正後の江東区細街路拡幅整備要綱（以下「改正後要綱」という。）第5条第2項に規定する申込書の提出があったものとみなす。

3 施行日までに江東区細街路拡幅整備申請書が提出されているときは、改正後要綱第7条第1項に規定する江東区細街路拡幅整備工事申請書の提出があったものとみなす。

4 施行日までに提出された江東区細街路拡幅整備申請書、江東区細街路拡幅整備協議届出書及び江東区細街路拡幅整備申請書については、改正後要綱第5条第4項及び第7条第3項の規定は、適用しない。

別記第1号様式（第5条関係）

江東区細街路拡幅整備現場立会い申込書

年 月 日

江東区長 殿

申込者 住所 _____
 氏名 _____
 電話 () _____
 連絡者氏名 _____
 電話 () _____

下記の土地について、江東区細街路拡幅整備要綱第5条の規定に基づき現場立会いを申し込みます。

記

1	土地の地名地番 (住居表示)	江東区 (江東区)				
2	土地の所有者	住所 _____ 氏名 _____				
3	前面道路の種別 (該当番号を○で囲んでください。)	1	区道等	1 寄附 2 無償使用承諾	※区道等の場合は、別途、寄附又は無償使用承諾の手続が必要となります。	
		2	私道			
		1	建築基準法第42条第2項による指定を受けた道路			
		2	建築基準法第42条第1項第5号による位置の指定を受けた道路			
4	後退用地等 基本情報	前面道路の現況幅員		m ~	m	
		後退幅		m ~	m	
		後退した後の接道延長		m		
		隅切り工事 (○で囲んでください。)		有 ・ 無		
5	建築物工事 完了予定	完了予定 年 月 日				
		完了済 年 月 (表示登記日)				
6	添付図書	(1) 案内図 (2) 現況配置図 (道路に係る調査及び指導に関する事務を所管する部署の確認を受けたもの) (3) 江東区細街路拡幅整備承諾書 (別記第2号様式) (4) 土地の登記事項証明書 (5) 地図又は地図に準ずる図面 (公図) (6) 整備部分の現況写真 (3方向以上から撮影したもので、その全景が分かるもの) (7) その他 (

江東区細街路拡幅整備承諾書

年 月 日

江東区長 殿

土地所有者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話 () _____

私が、所有権を有する下記の土地を江東区細街路拡幅整備要綱に基づき、拡幅整備部分を鋸（びょう）等の設置により明示し、区が拡幅整備することを承諾します。

また、当該土地の拡幅整備が完了した際には、適切に管理を行い、一般交通の用に供するものとします。

なお、当該土地の所有権を第三者に移転する場合は、この承諾を新たな所有者に継承させます。

記

土地の地名地番 江東区 _____
住居表示 江東区 _____

江東区細街路拡幅整備現場立会い申込内容変更届

年 月 日

江東区長 殿

申込者	住所
	氏名
	電話 ()
土地の地名地番	江東区
住居表示	江東区

上記の土地について提出した江東区細街路拡幅整備現場立会い申込書において、下記のとおり内容の変更がありましたので、届け出ます。

記

1 変更内容

.....
.....
.....
.....
.....
.....

2 添付書類の名称（変更内容が分かる書類を添付してください。）

.....
.....
.....

江東区細街路拡幅整備工事申請書

年 月 日

江東区長 殿

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話 () _____
連絡者氏名 _____
電話 () _____

通知書 送付先 郵便番号：〒 _____
宛名(※) _____
住所(※) _____

(※) 受任者又は担当者様へ送付を希望される場合は記載してください。

年 月 日に現場立会いを行った下記の土地について、江東区細街路拡幅整備要
綱第7条の規定に基づき、道路の拡幅整備を申請します。

拡幅整備範囲の関係権利者に対して承諾を得ています。

また、後退用地等内の障害物（地中埋設物、埋設配管等）の撤去又は移設が完了して
おり、万が一障害物が発生した場合には、適切に処理を行います。

なお、拡幅整備前に宅地内の外構工事等を施工し、道路部分との段差が発生した場合、
区に責任を求めることはありません。

記

1 申請位置

土地の地名地番 江東区 _____
住居表示 江東区 _____

2 添付書類

江東区細街路拡幅整備現場立会い申込書の写し

別記第5号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

殿

江東区長 印

江東区細街路拡幅整備工事決定通知書

年 月 日付で申請のあった下記の土地の拡幅整備について、拡幅整備を行うことを決定しましたので、通知します。

記

土地の地名地番 江東区 _____
住居表示 江東区 _____

別記第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

殿

江東区長 印

江東区細街路拡幅整備工事申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった下記の土地の拡幅整備については、下記の理由により申請を却下します。

記

1 位置

土地の地名地番 江東区

住居表示 江東区

2 却下の理由

別記第7号様式（第10条関係）

江東区細街路拡幅整備工事申請取下書

年 月 日

江東区長 殿

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印
電話 () _____

年 月 日付で申請した下記の土地の細街路拡幅整備工事申請について、下記のとおり申請を取り下げます。

記

1 位置

土地の地名地番 江東区 _____
住居表示 江東区 _____

2 取下げの理由

別記第8号様式(第11条関係)



材質：アルミプレート 厚み0.8mm